

令和3年第3回中間市議会定例会会期日程（案）

（会期 3月2日～3月25日：24日間）

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
3月 2日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 承認第2号 3. 第5号議案～第30号議案 〔 議案上程・提案理由説明 〕
3月 3日	水	休 会		
3月 4日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第2号 3. 第5号議案～第21号議案 〔 質疑・討論・採決・委員会付託 〕
3月 5日	金	休 会		
3月 6日	土	休 会		
3月 7日	日	休 会		
3月 8日	月	休 会	委員会	
3月 9日	火	休 会	委員会	
3月10日	水	休 会	委員会	
3月11日	木	休 会		
3月12日	金	開 議 午後1時30分		1. 第5号議案～第32号議案 「 議案上程・提案理由説明 委員長報告・質疑・討論・採決 」 「 委員会付託 」
3月13日	土	休 会		
3月14日	日	休 会		
3月15日	月	休 会	委員会	
3月16日	火	休 会	委員会	
3月17日	水	休 会	委員会	
3月18日	木	休 会	委員会	
3月19日	金	休 会	委員会	
3月20日	土	休 会		
3月21日	日	休 会		
3月22日	月	休 会		
3月23日	火	休 会		
3月24日	水	休 会		
3月25日	木	開 議 午前10時		1. 第22号議案～第30号議案・第32号議案・第33号議案 2. 議員提出議案第1号～議員提出議案第3号 3. 意見書案第1号～意見書案第3号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」



## 諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会

令和3年3月2日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和3年2月8日、15日、24日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 令和2年11月～12月分 |
| (2) 水道事業会計      | 令和2年11月分     |
| (3) 病院事業会計      | 令和2年11月～12月分 |
| (4) 下水道事業会計     | 令和2年11月～12月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和3年2月24日付で監査委員から下記のとおり受領した。

### 記

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 介護保険課 | 平成30年度         |
|           | 令和元年度          |
|           | 令和2年度(監査直近月まで) |

3. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、令和3年2月17日付で市長から下記のとおり受領した。

### 記

- |  |                                 |
|--|---------------------------------|
| (1) 中間市カーボン・マネジメント強化学業業務委託契約の契約金額の変更について |                                 |
| ・契約金額                                    | 変更前 268,296,731円                |
|  | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額24,390,612円) |
|  | 変更後 268,237,595円                |
|  | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額24,385,236円) |



---

令和3年 第3回 3月(定例) 中間市議会 会議録(第1日)

令和3年3月2日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(令和2年度中間市一般会計補正予算(第11号))  
(日程第2 提案理由説明)
- 日程第 3 第5号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 4 第6号議案 令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)
- 日程第 5 第7号議案 令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 第8号議案 令和2年度中間市病院事業会計補正予算(第2号)  
(日程第3～日程第6 提案理由説明)
- 日程第 7 第9号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第10号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第11号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第12号議案 中間市総合会館条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第13号議案 中間市国民健康保険条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第14号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第15号議案 中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例  
(日程第7～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第16号議案 中間市子どもを守る条例
- 日程第15 第17号議案 中間市陶芸所設置及び管理に関する条例  
(日程第14～日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 第18号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第17 第19号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第18 第20号議案 中間市道路線の変更について

(日程第16～日程第18 提案理由説明)

日程第19 第21号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

(日程第19 提案理由説明)

日程第20 第22号議案 令和3年度中間市一般会計予算  
日程第21 第23号議案 令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業予算  
日程第22 第24号議案 令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計予算  
日程第23 第25号議案 令和3年度中間市地域下水道事業特別会計予算  
日程第24 第26号議案 令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計予算  
日程第25 第27号議案 令和3年度中間市介護保険事業特別会計予算  
日程第26 第28号議案 令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第27 第29号議案 令和3年度中間市公共下水道事業会計予算  
日程第28 第30号議案 令和3年度中間市水道事業会計予算

(日程第20～日程第28 提案理由説明)

日程第29 会議録署名議員の指名

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員 (14名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	7番 掛田るみ子君
8番 草場 満彦君	9番 中尾 淳子君
10番 山本 慎悟君	11番 安田 明美君
12番 梅澤 恭徳君	13番 柴田 広辞君
14番 中野 勝寛君	16番 下川 俊秀君

---

#### 欠席議員 (1名)

15番 井上 太一君

---

#### 欠 員 (2名)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	白尾 啓介君
教育長	………	片平 慎一君	総務部長	………	田中 英敏君
市民部長	………	船津喜久男君	保健福祉部長	………	藤田 宜久君
建設産業部長	………	篠田 耕一君	教育部長	………	佐伯 道雄君
環境上下水道部長	………			………	安徳 保君
市立病院事務長	…	末廣 勝彦君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	後藤 謙治君	財政課長	………	蔵元 洋一君
健康増進課長	………	岩河内弘子君			

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	東 隆浩君
書記	志垣 憲一君	書記	千々和 完君

---

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより令和3年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

なお、今定例会においても、新型コロナウイルス感染防止のため、議員の議席及び執行部席の間隔を空けておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第1. 会期の決定**

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月25日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、24日間と決しました。

---

**日程第2. 承認第2号**

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和2年度中間市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長、どうぞ。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。

承認第2号令和2年度中間市一般会計補正予算（第11号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種については、本年1月市議会臨時会で補正予算についてご承認いただき、ワクチン接種体制の整備を推進しているところですが、1月28日に、国会において国の補正予算（第3号）が成立し、ワクチン接種体制の確保に係る予算が追加計上されております。

具体的な国の補正予算の内容といたしましては、市町村に対して接種予約及び接種に対



する問合せに対応できるコールセンター等の体制の確保や、集団接種会場の設営及び運営体制の確保に要する経費等の補助を行うものであり、本市におきましても接種券発送後に多くの問合せ等が寄せられ、職員のみでの対応が困難となることが想定されることから、専用窓口としてコールセンターを設置することといたしました。

現在、高齢者につきましては、接種開始は来月12日以降とされ、接種券の発送を今月中に行うよう、スケジュールが示されておりますことから、市民対応を遺漏なく行うためには、今月上旬までにはコールセンターを立ち上げ、その体制を確立する必要があります。

そのためには、事前にコールセンターの開設場所である保健センターの改修を行わなければならない、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を本年2月10日付で専決処分いたしましたものでございます。

補正予算の内容といたしまして、まず、歳出につきましては、衛生費におきまして、接種券郵送料等の通信運搬費に380万円、コールセンター運営等に係る委託料に4,450万円、コールセンター設置に係る委託料に110万円、ワクチン集団接種会場の設営及び運営に係る委託料として240万円を計上し、それらに必要な物品等の購入費を合わせて総額5,550万円を追加するものでございます。

また、歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金5,550万円を追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ5,555万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出、それぞれ253億501万3,000円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（下川 俊秀君）**

ただいま議題となっております承認第2号に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第3. 第5号議案**

**日程第4. 第6号議案**

**日程第5. 第7号議案**

**日程第6. 第8号議案**

**○議長（下川 俊秀君）**

次に、日程第3、第5号議案から日程第6、第8号議案までの令和2年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

第5号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第12号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳出につきましては、議会費におきまして新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う議員視察の中止等により、旅費を190万円減額いたしております。

総務費におきましては、ふるさと納税の増収に伴い、ふるさと納税管理業務委託料を3億6,580万円増額し、特別定額給付金事業の事業費確定により、関連経費を3,290万円減額いたしております。

なお、特別定額給付金事業におきましては、支給率が99%以上となり、ほぼ全ての対象者に支給が行われる結果となりました。

民生費におきましては、コロナ禍の影響により病院の受診控えが生じたため、生活保護費のうち医療扶助費を1億6,000万円減額いたしております。

衛生費におきましては、病院事業の一時借入金の清算に係る繰出金として6億5,000万円を追加計上し、既に計上している予算と合わせ7億円の法定外繰出しを行う予定としております。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の一つとして実施しております家賃軽減支援給付金事業の決算見込みに基づき、3,500万円を減額いたしております。

土木費におきましては、中鶴地区建替事業の事業量確定に伴い、同事業に要する経費を3億3,830万円減額いたしております。

公債費におきましては、令和元年度に実施いたしました借換債において、借入利率が当初想定した0.5%から0.275%に軽減されたことにより、元利償還金を900万円減額いたしております。

また、本年度、多数の事業を実施しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業につきましては、各事業の決算見込みに基づき、総額1億1,210万円の予算の減額を行いました。

この減額により生じた財源と新たに国から配分された第3次交付限度額のうち、国庫補助事業等の地方負担額に基づき算定され、今年度中に予算措置が必要な2,990万円を加えた総額1億4,210万円の再配分を行っております。

再配分によって新たに実施を計画しております事業と、その予算額といたしましては、テレワークのための公共施設のネットワーク整備に2,990万円、学校教育活動継続支援事業に460万円、感染拡大予防策として消防本部における仮眠室個室化事業に1,480万円などとなっております。

次に、こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫負担金におきまして、生活保護費負担金1億2,000万円、国庫補助金におきまして住宅市街地総合整備事業費補助金2億6,690万円を減額いたしております。

また、寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金5億5,500万円を、繰越金におき

まして、前年度繰越金2億6,230万円をそれぞれ追加計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億9,036万4,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ255億9,537万7,000円とするものでございます。

次に、第6号議案令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、令和元年度に交付を受けておりました福岡県国民健康保険普通交付金の額の確定に伴い、過交付分の返還金を3,930万円追加いたしております。

また、対象者数の増加に伴い、出産育児一時金を210万円追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が激減した世帯が受ける国民健康保険税の減免措置に対する国庫補助金を1,400万円、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、一般会計繰入金を1,430万円、令和元年度退職被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、返還金を490万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ4,237万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,153万2,000円とするものでございます。

次に、第7号議案令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、後期高齢者医療被保険者に係る令和2年度保険料の軽減額が確定したことにより、後期高齢者医療広域連合納付金を540万円減額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を補填するための一般会計からの繰入金を540万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ543万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,725万8,000円とするものでございます。

次に、第8号議案令和2年度中間市病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、先ほど、第5号議案でご説明いたしましたとおり、病院事業の廃止に伴う一時借入金の清算を行うため、一般会計からの法定外繰入金として7億円を計上いたしております。

この結果、収益的収入における予算の総額を27億4,493万7,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております令和2年度各会計補正予算4件に対する質疑は、3月

4日の本会議で行いますのでご了承お願いいたします。

---

日程第 7. 第 9号議案

日程第 8. 第 10号議案

日程第 9. 第 11号議案

日程第 10. 第 12号議案

日程第 11. 第 13号議案

日程第 12. 第 14号議案

日程第 13. 第 15号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、第9号議案から日程第13、第15号議案までの条例改正7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第9号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市立病院につきましては、さきの2月市議会臨時会において、廃止等に係る条例について議決をいただき、本年3月31日をもって廃止されることとなりました。

今回の条例改正は、市立病院の廃止により生じる病院事業の清算及び諸証明に関する事務について、当該事務を所掌する組織を定めるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、総務部の所掌する事務に、病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関することを加えるものでございます。

なお、議決をいただきましたら、当該事務を所掌する組織として、総務部に市立病院清算事務室を設置することといたしております。

また、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。

次に、第10号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、印鑑登録証明書の交付申請に係る要件を緩和し、市民の利便性向上を図るものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、登録者本人または代理人が交付申請書に印鑑登録証を添えて行うこととしている印鑑登録証明書の交付申請につきまして、新たに登録者本人が窓口に来られた場合に限り、当該申請者と登録者の同一性が確認でき、かつ、特に市長が必要と認める場合において、印鑑登録証の亡失の場合を除き、印鑑登録証明書の交付申請を認めることとするものでございます。

なお、申請者と登録者の同一性の確認方法につきましては、規則で定めることといたし

ております。

また、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。

次に、第11号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

子どもたちや学校を取り巻く環境が複雑化、多様化する中、子どもたちや地域の輝く未来をつくるために、学校、家庭及び地域による一体的な取組が求められております。

学校運営協議会は、この取組の一つとして、保護者等や地域住民、教職員等が学校の運営や支援に関して協議する機関であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、その設置が努力義務とされておりますところ、本市教育委員会におきましては、令和3年度から学校運営協議会を設置することといたしております。

今回の条例改正は、学校運営協議会を設置するに当たり、特別職の地方公務員と位置づけられている同協議会の委員の報酬について定める必要が生じたことによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、学校運営協議会の委員の報酬についての規定を加えるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、同協議会の設置に合わせ、令和3年4月1日といたしております。

次に、第12号議案中間市総合会館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、昨年12月市議会定例会において議決をいただき、来月1日から複合施設となる中間市総合会館につきまして、同日以降の管理体制及び実施事業を整理するものでございます。

条例改正の内容といたしまして、まず、管理体制に係るものにつきましては、複合施設となりますことから、総合会館内の各施設の責任者とは別に、同会館を総合的に管理する責任者として館長を置くこととしております。

また、事業の見直しにつきましては、同会館内の福祉センターにおいて、既に条例に列挙している各事業に加え、障がい福祉を推進する事業を実施しますことから、障害福祉推進事業を追加しております。

なお、令和3年4月1日より前に行われた同日以降の総合会館の使用の申請等の手続に係る調整規定を設けております。

また、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第13号議案中間市国民健康保険条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定が削除されたことによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、本市の条例におきましても同法を引用して、新型コロナウイルス感染症を定義しているものがありますことから、その定義について国の諸法令と同様の具体的な記述に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

次に、第14号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、介護保険法の規定により実施する3年に1度の介護保険事業計画の見直しにおいて、来年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画について、本市の附属機関であります中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けまして、介護保険料の改定を行うものでございます。

介護保険料につきましては、被保険者数、要介護認定者数、居宅サービスの利用者数及び施設入所者数等の過去の実績をもとに、計画期間における各サービスの見込み量や給付費を推計し、第1号被保険者の保険料を設定することとされております。

それでは、条例改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、保険料の段階につきましては、国の基準では9段階とされておりますところ、被保険者の負担能力に応じ細やかな対応をするため、第7期介護保険事業計画と同様に13段階といたしております。

また、介護保険法施行規則が改正され、基準所得金額が見直されたことから、市町村民税本人課税層に当たる所得階層段階のうち、第7段階、第8段階及び第9段階の基準所得金額について、国の基準に合わせた改正を行っております。

次に、保険料の抑制措置といたしまして、介護給付費準備基金から1億4,000万円を取り崩し、保険料の上昇を抑えることといたしております。

その結果、基準保険料額は、月額5,937円から6,160円となり、月額223円、年額にして2,676円程度の引き上げとなっております。

また、公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減を行う負担軽減措置を引き続き実施するために、市町村民税非課税世帯である第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げる規定の適用及び準用の期限を延長いたしております。

また、介護保険法施行令の改正に伴い、税制改正による給与所得控除及び公的年金等控除の引下げの影響を受けないようにするなど、所要の改正を行っております。

今後も、高齢者の尊厳が保たれ、介護が必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、事業計画の推進と制度の安定的な運営に鋭意努力してまいります所存でございます。

なお、条例におきましても、先ほどご説明申し上げました第13号議案と同様に、新型コロナウイルス感染症の定義に係る記述について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う見直しを行っております。

また、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日とし、新型コロナウイルス感染

症の定義の見直しを行う部分については、公布の日といたしております。

次に、第15号議案中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布され、市町村が介護サービスの事業の人員等の基準について条例を定める際に従うべき基準または参酌すべき基準を定める複数の省令が改正されましたことから、本市においても同様の基準を定めております関係条例を改正するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、複数のサービスにおいて、職員の配置基準の緩和を行っております。また、認知症の方の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるため、認知症介護基礎研修受講を義務づけるとともに、利用者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止する観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の指定について義務づけを行っております。

さらに、全てのサービス事業者に対して感染症や災害等が発生した場合の対応力強化として、利用者に必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修及び訓練の実施の義務づけを行うものでございます。

併せて新型コロナウイルス感染症等の防止や多職種連携の促進の観点から、各種会議について、インターネットを活用したテレビ電話等による実施を認めるものでございます。

なお、条例の施行日については、省令の施行日と同様に、原則として令和3年4月1日とし、居宅サービス計画の点検及び検証に関する規定につきましては、令和3年10月1日といたしております。

また、認知症に係る研修の受講等につきましては、3年間は努力義務とする経過措置を設けております。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正7件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第14. 第16号議案

#### 日程第15. 第17号議案

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第16号議案及び日程第15、第17号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第16号議案中間市子どもを守る条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、昨年8月に市内で発生した児童虐待による死亡事件を受け、本市において二度とこのような悲惨な事件が起こることのないような環境を整えるため、新規に制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、子どもを虐待から守り、子どもが健やかに成長するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明確にし、相互に連携することにより、子どもと家庭を見守り支える地域社会を実現するため、必要な事項を定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。

次に、第17号議案中間市陶芸所設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

中間市中央公民館条例を廃止する条例並びに中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例に基づき、本年3月31日をもって、中間市中央公民館及び中間市働く婦人の家を廃止といたしますが、両施設の別棟にございます陶芸所につきましては、市民の創作技術の習得及び豊かな人間形成並びに文化の向上に資することを目的とし、新たに市民の皆様にご利用していただきますことから、本条例を制定するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第16．第18号議案

日程第17．第19号議案

日程第18．第20号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、第18号議案から日程第18、第20号議案の市道路線3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第18号議案中間市道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回、廃止をいたします路線は、中鶴28号線、中鶴33号線及び中鶴34号線の3路線でございます。



これらの路線につきましては、現在実施しております中鶴地区建替事業により、既存の改良住宅を公営住宅に建て替えるに当たり、改良住宅解体後の用地と合わせて公営住宅の建設予定地に含まれることとなっており、一般交通の用に供する必要がなくなりましたことから廃止するものでございます。

なお、改良住宅の解体につきましては、3月末が竣工予定となっている更新住宅（2期）への入居予定者の移転完了後に行うこととしております。

以上のとおり、3路線を廃止するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第19号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、扇ヶ浦団地39号線の1路線でございます。

この路線につきましては、東中間2丁目地内の道路用地の寄附を受けたことによりまして、当該道路を市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員4.75メートル、実延長23.05メートルでございます。

以上のとおり当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第20号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更をいたします路線は、中鶴29号線の1路線でございます。

この路線につきましては、先ほど第18号議案でご説明申し上げました中鶴地区建替事業におきまして、当該路線の一部が公営住宅の建設予定地となっておりますことから、これを変更するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員2.93メートル、実延長127.27メートルを、幅員3.10メートル、実延長10.00メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、当該路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております市道路線3件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第19、第21号議案

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第19、第21号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第21号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の規約変更は、田川地区広域環境衛生施設組合が、本年4月1日付で新規設置されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増加し、同組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第21号議案に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

---

日程第20. 第22号議案

日程第21. 第23号議案

日程第22. 第24号議案

日程第23. 第25号議案

日程第24. 第26号議案

日程第25. 第27号議案

日程第26. 第28号議案

日程第27. 第29号議案

日程第28. 第30号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第20、第22号議案から、日程第28、第30号議案までの令和3年度各会計予算9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福岡市長。

○市長（福田 浩君）

第22号議案から第30号議案までにつきましては関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第22号議案となります令和3年度中間市一般会計予算について、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に終始する年となりました。しかし、このコロナ禍は、いまだに収束を迎えることはなく、先の見えない長期的な戦いへと移行してきております。

本市におきましても、少子高齢化の進行による社会保障関連経費の増加などから、財源が枯渇する中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、様々な支援策を

最大限に活用することで、安全で安心な市民生活を営むための支援に取り組んでまいりました。

さて、令和3年度の予算編成におきましては、このコロナ禍の状況に即し、かつ令和3年度に予定されております市長選後の新体制の下、速やかに事業の調整を行うことを前提に予算編成を行っております。

それでは、歳出の主なものをご説明いたします。

まず、性質別経費から申し上げます。

人件費につきましては、令和2年度と比較して2億1,360万円の増額となっております。この主な要因といたしましては、病院事業清算に伴う退職手当組合負担金を1億7,830万円計上していることによるものでございます。

また、繰出金につきましては、年々増加傾向にあった公共下水道事業への繰出金については、同事業において令和2年度に借換債を実施したことなどから、昨年度と比較して730万円減額と減少に転じ、社会保障関連経費の増加に伴い、同様に増加傾向にあった国民健康保険事業、後期高齢者医療事業等への繰出金においても、若干の増加があるものの、全体的には抑制傾向にございます。

次に、目的別の主な事業についてご説明いたします。

民生費におきましては、公共施設の統廃合を目的とした総合会館改修工事に1億3,990万円を計上いたしております。

衛生費におきましては、病院事業残務処理に要する経費に2億80万円を、病院事業未払金清算に要する経費に1億3,840万円を計上いたしております。

土木費におきましては、継続して取り組んでおります中鶴地区建替事業に要する経費に6億9,310万円を計上しております。

消防費におきましては、高機能消防指令センター設備の中間更新に係る経費に9,720万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、市税につきましては、コロナ禍の影響により法人収益等が減収となったことに伴い、市民税が1億1,230万円減額したものの、固定資産税において令和2年度に償却資産の課税額が大幅に増加したことなどから、市税総額としましては38億3,390万円を計上いたしております。これは、令和2年度と比較して5,390万円の減額にとどまっております。

歳入のもう一つの柱である地方交付税につきましては、国の地方財政計画において、令和2年度と比較して5.1%増となっているものの、人口減少に伴う基準財政需要額の減少などにより、令和2年度から3億9,590万円の減額の49億3,380万円を計上いたしております。

また、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画

において、令和2年度と比較して74.5%増となっておりますことから、令和2年度から2億2,020万円増額の5億9,890万円を計上いたしております。

市税、交付税の減収が見込まれる中、積極的な取組を進めておりますふるさと納税は引き続き好調であり、令和3年度は10億円を計上いたしております。

以上により、令和3年度一般会計予算は令和2年度と比較して、3億1,767万9,000円減額し、歳入歳出それぞれ190億9,188万6,000円を計上いたしております。

次に、第23号議案令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費として34億9,370万円、国民健康保険事業費納付金として11億6,620万円、保健事業費として3,920万円、これらに伴う事務費を総務費として1億1,200万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として7億7,150万円を計上いたしております。

この内訳といたしましては、現年課税分として、医療給付費分が5億2,010万円、後期高齢者支援金分が1億7,430万円、介護納付金分が3,870万円でございます。

また、県支出金として35億1,340万円、繰入金として5億2,690万円、諸収入として1,410万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,665万8,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が医療費の動向及び国民健康保険税収に与える影響が不透明ではございますが、国民健康保険財政の健全化を図るため、国県の動向を注視し、引き続き保健事業への取組をさらに強化することにより、被保険者の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力してまいり所存でございます。

次に、第24号議案令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料30万円、補償補填及び賠償金100万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として10万円、貸付金の元利収入として120万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ140万円とするものでございます。今後とも、貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

次に、第25号議案令和3年度中間市地域下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料を4,870万円、両下水処理場の修繕料及び光熱水費を1,190万円計上いたしております。

また、令和3年度は地域下水道と公共下水道を統合し、両下水処理場の運転を停止することといたしていることから、両下水処理場の解体実施設計業務委託料を2,400万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道使用料を2,680万円、一般会計繰入金を5,150万円、両下水処理場の解体実施設計業務委託料の財源として、国庫補助金を1,200万円計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,540万7,000円とするもので、前年度より349万4,000円増額となっております。

次に、第26号議案令和3年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしましては、公有財産購入費を10万円計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、市債として10万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ10万円とするものでございます。

次に、第27号議案令和3年度中間市介護保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出における主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費を45億6,780万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費を4億8,500万円、総務費を9,590万円計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を10億4,100万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金を11億9,640万円、支払基金交付金を13億2,070万円、県支出金を7億2,700万円、一般会計繰入金を8億1,970万円計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ51億5,033万1,000円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出といたしましては、会計年度任用職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料支払負担金等の居宅介護支援事業費として、3,730万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入として3,730万円を計上いたしております。

以上により、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ3,731万円を計上し、保険事業勘定を加えた予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億8,764万1,000円とするものでございます。

今後も、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえまして、超高齢社会に対応するべく、適正な介護給付と介護予防事業の拡充を図り、本市の介護保険制度のさらなる充実と保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいります。

次に、第28号議案令和3年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものとしたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として、8億3,710万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料として6億2,660万円、一般会計繰入金として2億2,810万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,179万1,000円とするものでございます。

今後も、福岡県後期高齢者医療広域連合とのきめ細やかな連携により、安心、信頼の医療の確保及び被保険者の予防医療の推進並びに保険料の収納率の向上を図り、より一層の効率的運営に努力してまいります。

次に、第29号議案令和3年度中間市公共下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和3年度の水洗化戸数は、1万5,991戸を予定し、年間の総処理水量294万立方メートル、1日当たりの平均処理水量8,062立方メートル、年間有収水量279万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

公共下水道事業収益の主なものとしたしましては、下水道使用料4億5,870万円、他会計補助金4億8,385万円、長期前受金戻入3億7,659万円を計上しており、総額13億8,526万8,000円といたしております。

公共下水道事業費用の主なものとしたしましては、流域下水道維持管理負担金3億5,312万円、減価償却費7億5,508万円、支払利息及び企業債取扱諸費1億5,516万円を計上しており、総額13億5,599万3,000円といたしております。

その結果、令和3年度は消費税を含めまして2,927万円、消費税を除きますと368万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入の主なものとしたしましては、建設改良の財源として建設改良企業債3億6,840万円、国庫補助金1億7,800万円、一般会計からの繰入金として他会計出資金1億737万円を計上しており、総額6億9,989万7,000円といたしております。

資本的支出の主なものとしたしましては、建設改良費5億9,045万円、企業債償還金4億7,339万円を計上しており、総額10億6,534万2,000円といたしております。

また、令和3年度の下水道工事につきましては、岩瀬西町地区など市内16か所で実施し、地域下水道と接続、統合する予定といたしております。

なお、資本的収支の不足額3億6,544万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

次に、第30号議案令和3年度中間市水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和3年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万8,070戸を予定し、年間の総配水量を627万立方メートル、1日当たりの平均配水量を1万7,187立方メートルといたしまして、年間有収水量を557万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

水道事業収益につきましては、10億9,504万円を計上いたしております。

その主な収益といたしましては、給水収益の9億1,238万円でございます。また、水道事業費用につきましては、10億6,975万円を計上いたしております。

その主な費用といたしましては、原水及び浄水費として2億5,286万円、また、減価償却費として3億4,882万円を計上いたしております。

その結果、令和3年度は消費税を含めまして2,528万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、2億2,768万円を計上いたしております。その主な収入といたしましては、企業債の2億円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で9億3,997万円を計上いたしております。

この内容といたしましては、令和2年度と同様、配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を重点的に行うものでございます。その主な工事といたしましては、中間地区におきまして、市道弥生団地11号線配水管布設替工事など14件、また、遠賀地区における町道藤ヶ本・牟田口線外2線配水管布設替工事など8件、総件数22件を予定いたしております。

以上により、令和3年度の建設改良事業につきましては、総事業費6億4,564万円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額7億1,228万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております令和3年度各会計予算9件に対する質疑は、3月12日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

## 日程第29. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第29、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、堀田克也君及び掛田るみ子さんを指名いたします。

---

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時56分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            下   川   俊   秀

議 員            堀   田   克   也

議 員            掛   田   る   み   子



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員